

会議録（要点筆記）

会議名	平成 28 年度第 1 回みやま市地域公共交通活性化協議会
開催日時	平成 29 年 1 月 31 日（火）午後 2 時～午後 3 時
開催場所	みやま市役所 大会議室
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 協議会設立の背景・目的について 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) みやま市地域公共交通活性化協議会規約の承認について (2) 会長・副会長の選任、監査委員の指名について (3) 諸規程の承認について (4) 平成 28 年度事業計画（案）について 6 その他 7 次回の開催について 8 閉会
委員出席者	荒巻委員長、高野副委員長、香川委員（代理：篠原委員）、田中委員、徳永委員、大塚委員、木村委員、河野委員、芳野委員、平木委員、北村委員、内山田委員、築地原委員、西委員（代理：河津委員）、吉住委員、前田委員、堺委員、井上委員
欠席者	なし
事務局	坂田企画財政課長、山田企画財政課長補佐、鬼丸
傍聴者数	1 名
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿 ・ 協議会設立の背景・目的 ・ 地域公共交通活性化協議会規約 ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋） ・ 地域公共交通活性化協議会事務局規程 ・ 地域公共交通活性化協議会財務規程 ・ 地域公共交通活性化協議会の会議の運営に関する規程 ・ 地域公共交通活性化協議会 事業計画（案） ・ 地域公共交通網形成計画

1. 開会

<坂田企画財政課長より開会>

2. 市長あいさつ

【市長】

本市はJR及び西鉄の鉄道網や、近年では、九州自動車道みやま柳川インターチェンジや有明海沿岸道路の整備など、交通インフラは大変充実して参りました。しかし一方で、日常生活に必要な市内移動のための公共交通機関には課題があり、市民の方からご要望をお聞きいたしております。

現在、市内を運行いたしております福祉バスは、高齢者や障がいのある方に限って利用いただいております。だれもが利用できるコミュニティバスの導入など、地域の実情に合わせた公共交通体系の実現が求められています。そのためには、地域公共交通の活性化を、総合的かつ一体的に推進するための「地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を進める必要があります。

また、この計画策定には、法律に基づきます「地域公共交通活性化協議会」で、市民、交通事業者、関係行政機関の方々による協議が求められております。そこで、本協議会を設立し、皆様からのご意見を頂戴しながら、計画を策定し、本市の目指すべき公共交通体系の構築を図って参る所存でございます。

委員の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

<公務のため、市長退席>

3. 委員紹介

<委員名簿順に委員より自己紹介>

4. 協議会設立の背景・目的について

【事務局】

協議会設立の背景および目的についてご説明いたします。

<事務局より、以下の資料を説明>

- ・協議会設立の背景・目的

ご質問等はございますか。

<委員より、質問なし>

5. 議事

【事務局】

議事（１）及び（２）まで、事務局が進行を務めます。

5.（１）みやま市地域公共交通活性化協議会規約の承認について

【事務局】

みやま市地域公共交通活性化協議会規約についてご説明いたします。本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会であり、規約をご承認いただき協議会設立となります。

＜事務局より、以下の資料を説明＞

- ・みやま市地域公共交通活性化協議会規約
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

ご質問等はございますか。

【委員】

副会長は何名ですか。

【事務局】

規約に明示していませんが、1名を想定しています。

【委員】

「みやま市地域公共交通活性化協議会」と「みやま市地域公共交通会議」の相違点について説明ください。

【事務局】

本会議終了後に、地域公共交通会議を開催します。地域公共交通会議資料7ページに相違点をまとめています。根拠法や会議の役割が大きな違いです。詳しくは、地域公共交通会議の中でご説明いたします。

【委員】

両会議の構成員は同じですか。

【事務局】

同じ委員の方で進めていきたいと考えています。他に質問等はございませんか。

＜委員より、質問なし＞

それでは、ご承認いただける方は拍手によりお願いいたします。

＜一同拍手。本協議会の設立承認＞

5. (2) 会長・副会長の選任、監査委員の指名について

【事務局】

規約6条及び13条の規定に基づき、会長及び副会長の選任、監査委員の指名となります。事務局に腹案がございますので、ご提案させていただいてよろしいですか。

＜委員より、異議なしの声あり＞

会長に荒巻委員、副会長に高野委員、監査委員に内山田委員をお願いしたいと考えております。

＜一同拍手＞

規定により、荒巻会長に進行をお願いします。

5. (3) 諸規程の承認について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本協議会の事務局規程、財務規程、会議の運営に関する規程についてご説明いたします。

＜事務局より、以下の資料を説明＞

- ・みやま市地域公共交通活性化協議会事務局規程
- ・みやま市地域公共交通活性化協議会財務規程
- ・みやま市地域公共交通活性化協議会の会議の運営に関する規程

【会長】

質問等はありませんか。

【委員】

委員の任期は2年ですが、団体推薦の委員の場合、委員任期中に団体役員が交代する場合があります。その場合は、団体より新委員を推薦しますか。

【事務局】

再度、団体に推薦を依頼させていただき、委員の交代をお願いいたします。

【会長】

他にありませんか。

＜委員より、質問なし＞

それでは、本協議会の事務局規程、財務規程、会議の運営に関する規程について、事務局案のとおり承認することにご異議ありませんか。

＜委員より、異議なしの声あり＞

ご異議ありませんので、本協議会の諸規程については原案どおり承認いたします。

5. (4) 平成28年度事業計画(案)について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事業計画(案)についてご説明いたします。

<事務局より、以下の資料を説明>

- ・平成28年度みやま市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)
- ・地域公共交通網形成計画

【会長】

質問等はございませんか。

【委員】

国庫補助金について概要説明をお願いします。

【事務局】

地域公共交通網形成計画の策定に関する国庫補助です。策定にあたり利用者ヒアリングや市民アンケート等を実施します。調査はコンサルタント会社への委託を検討しています。調査研究費等の必要経費の2分の1を上限に国庫補助があり、現在、国へ要望しています。

【委員】

福岡運輸支局です。資料17ページの県内の策定状況は平成28年5月の状況です。この後、北九州市、豊前市、飯塚市の3市が計画を策定しています。国は、2019年までに計画策定数100を目標とし、現在は197の都道府県及び市町村が計画を策定済みです。補助金については、平成29年度交付要綱はまだ出されていませんが、事業費の2分の1が補助額の上限であり、国の査定により減額の可能性もあります。地域公共交通網形成計画は地域公共交通のマスタープランであり、内容は多岐にわたります。公共交通の維持ができる計画の策定が重要となります。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、平成26年に改正され、新たに応諾義務が追加されています。

【会長】

他に質問等はございませんか。

<委員より、質問なし>

それでは、平成28年度事業計画について事務局案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<委員より、異議なしの声あり>

ご異議ありませんので、本協議会の諸規程については原案どおり承認いたします。議事は以上で終了いたします。

6. その他

【会長】

事務局より何かありますか。

【事務局】

本協議会の終了後、引き続き、みやま市地域公共交通会議を開催いたします。

7. 次回の開催について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

第2回会議は平成29年3月28日（火）14時開催を予定しています。

【会長】

事務局の提案内容でよろしいですか。

<委員承認>

8. 閉会

【会長】

第1回会議を終了いたします。

（午後3時閉会）